

19世紀後半の国際私法理解の特質とその背景： 領事裁判権と国際私法の非対称的相補性に着目して

H28海人19

派遣先 Law between Global and Colonial: Techniques of Empire
(フィンランド・ヘルシンキ)

期 間 平成28年10月1日～平成28年10月7日(7日間)

申請者 東京大学 大学院法学政治学研究科 原 田 央

海外における研究活動状況

研究目的

現在の国際公法・国際私法理解は、19世紀後半に定着した国際社会の構造理解を前提とした特殊歴史的なものであることを示すことを目的とする。そのために、領事裁判権制度の位置づけとその廃止に至るプロセスを検証し、当時の国際私法理解の変化との関連を明らかにする。

海外における研究活動報告

今回本助成を得て、“Law between Global and Colonial: Techniques of Empire”という表題のもとで、ヘルシンキ大学で開催された国際研究集会に参加・報告した。現在の国際法史研究の世界的水準を積極的にリードする同大学のKoskenniemi教授が率いる共同研究グループが中心となって企画開催されたものである。

今回行った報告は、具体的には、19世紀末の国際私法と国際公法の関係づけに関する同時代認識のバイアスを測定することから、当時の国際社会の構造と特質の一端を明らかにすることを目的としていた。主権国家のみを主体として構成される国際公法のみが国際社会全体にとっての法であり、私人が関与する関係

は全て国内法に委ねられる、そしていずれの国内法に委ねるべきかは国際公法の問題ではなく、専ら国内法としての国際私法に委ねられる、という19世紀末以降に定着して今日までなお支配的な、国際公法・国際私法の理解は、どのような背景を前提に成立したのか、という問題の検討を試みた。

具体的には、まずは、19世紀の国際社会の三分類、それを前提にした領事裁判制度と国際私法の「棲み分け」、という当時の認識を確認し、その前提にある19世紀半ばの国際私法の普遍主義的な理解、国際公法に単純化・還元されない、国際私法と国際公法を含む国際法の観念の存在を明らかにした。次に、19世紀後半以降の、国際私法の観念の変化、領事裁判権の撤廃に至る実際のプロセスとその背後にある国際私法・領事裁判権の役割分担の意識の希薄化、を指摘した。そして最後に、そうした国際私法の理解の変化を通してうかがうことのできる、19世紀後半以降の国際社会構造の認識の変化、国際公法へ収斂することの意味、について若干の考察を行った。

あえて単純化するというならば、19世紀前半には存在した多元的国際市民社会の観念が、19世紀末には希薄化し、国際社会全体を国家間関係のみで把握する傾向が強まる。この多元

的国際市民社会の観念は、現在のグローバル社会の政治的法規律において、少なくとも1つの中核となりうる考え方だが、世界的にもその潜在的可能性すら意識されない状況にあることを、指摘した。

前述の内容を有する国際私法の歴史的研究は、現在の国際法史研究の中で完全に欠けている部分であり、Koskenniemi教授によって現在リードされている国際法学界、更には国際社会の歴史研究全般の盲点となっている部分であることは、本研究会での報告後の質疑応答でも参加者によって確認され、少なくとも問題の重要性は共有されたと思われる。その点で、今日の国際法史研究、国際社会理解の最先端に、最低限の寄与をすることができた。

申請者は既にその研究成果を、論文の形で法学協会雑誌に公表しているが(「一九世紀後半の国際私法理解の特質とその背景(一)-(四・完)」法協133巻1号(2016年)1-51頁、4号(2016年)67-126頁、7号(2016年)1-71頁、8号(2016年)92-179頁)、本研究集会での質疑応答も踏まえ、その一部を英語論文の形にまとめて別途公表する作業を継続中である。

**この派遣の研究成果等を発表した
著書、論文、報告書の書名・講演題目**

2016年10月3-5日ヘルシンキ大学での国際研究会での報告(講演題目“Fusion between civilizations: historical change of understanding of European Private International Law and of its relationship with consular jurisdiction in Orient”)
(今後、英文雑誌に投稿予定)